

# 公益財団法人大分県自治人材育成センター評議員 及び役員の報酬等及び費用弁償に関する規程

平成26年1月1日施行

(一部平成26年4月1日施行)

## (目的)

第1条 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)第197条において準用する第89条、第105条及び第196条並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号。以下「認定法」という。)第5条第13号及び公益財団法人大分県自治人材育成センター定款(以下「定款」という。)第14条及び第28条の規定に基づき、公益財団法人大分県自治人材育成センター(以下「センター」という。)の評議員、理事及び監事の報酬等及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 報酬等とは、認定法第5条第13号で定める報酬、期末手当その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- (2) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する通勤手当、旅費及び使用料等の経費をいう。

## (報酬等の支給)

第3条 定款第14条の規定に基づき、評議員には報酬等を支給しない。

- 2 定款第28条の規定に基づき、原則として理事及び監事(以下、役員という。)には報酬等を支給しない。
- 3 前項の規定にかかわらず、定款第28条ただし書きの規定により、常務理事及び次項に規定する役員には報酬等を支給する。
- 4 定款第28条ただし書きに規定する別に定める理事及び監事は、

地方公共団体、大分県市長会事務局及び大分県町村会事務局（以下「地方公共団体等」という。）の常勤職員であり、かつ、当該地方公共団体等から給与等を支給されている役員を除く役員（常務理事を除く。）とする。

5 第3項に規定する報酬の額は別表のとおりとする。

6 報酬等の支給時期、支給方法及び報酬等より控除する額等支給に関する詳細は、別に定める公益財団法人大分県自治人材育成センター職員の給与に関する規程（以下「給与規程」という。）に準ずる。

（期末手当の支給）

第4条 常務理事には期末手当を支給する。

2 前項の期末手当の額は、報酬月額に大分県の特別職の常勤職員の期末手当の例により一定の割合を乗じて得た額とし、支給時期及び支給方法等に関する詳細は、給与規程に準ずる。

（通勤手当の支給）

第5条 常務理事には通勤手当を支給する。

2 前項の通勤手当の額、支給時期及び支給方法等に関する詳細は、給与規程に準ずる。

（旅費の支給）

第6条 第3条の規定に基づき報酬等が支給される理事及び監事はその職務の遂行に当たって旅行する場合には、旅費を支給する。

2 前項の旅費の額、支給時期及び支給方法等に関する詳細は、別に定める公益財団法人大分県自治人材育成センター職員等の旅費に関する規程に準ずる。

（その他の費用弁償）

第7条 第3条の規定に基づき報酬等が支給される理事及び監事はその職務の遂行に当たって負担した費用について請求があった場合には、遅滞なく支払うものとする。この場合において、前払いを要するものについては、前払いをすることができる。

(県派遣役員の取扱い)

第8条 第3条から第7条までの規定にかかわらず、大分県からセンターに派遣され、センターの常務理事に就任することとなった役員の報酬の額等及びその取扱いについては、センターが派遣元の大分県と締結した職員の派遣に関する協定によるものとする。

(委任)

第9条 この規程の実施に関して必要な事項は、会長が別に定める。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、認定法第4条に基づく公益認定があった日から施行する。ただし、常務理事の報酬額の改正は認定法第4条に基づく公益認定があった日以後の最初の4月1日から施行する。

(常勤の理事(常務理事)の報酬等規程の廃止)

- 2 常勤の理事(常務理事)の報酬等規程(平成21年10月1日施行)は、前項ただし書きに掲げる規定の施行の日をもって廃止する。

## 別表(第3条関係)

役職名	職務内容等	区分	報酬額 (1人につき)
常務理事	常時勤務	月額	400,000円
理事	理事会出席等	日額	10,000円
監事 (公認会計士 又は税理士)	理事会出席等	日額	10,000円
監事 (公認会計士 又は税理士)	監査	日額	50,000円